

公売のお知らせ

不動産を公売します

税務課特別滞納整理係 ☎ ②5 1136

市では、市税などの滞納処分のため差し押さえた財産（不動産）を公売します。
買い受けを希望するかたは、ぜひ入札に参加してください。

市では、次のとおり入札方式で公売を行います。

公売財産・見積価格・公売保証金 公売財産F-1、公売財産F-2のとおりに

公売方法 入札方式（最も高い値段で入札したかたを買い受け人として）

ところ 市民文化会館3階・中会議室（鳥羽市鳥羽三丁目8番3号）

とき 5月22日（火）

入札 午前10時10分～10時30分 **開札** 午前10時32分

売却決定 5月29日（火）午前10時

買受代金納付期限 5月29日（火）午前11時

必要なもの 入札に参加するかたは、入札書が必要になります。公売前日までに税務課で入札書と公売の説明書を受け取ってください。

注意事項

- ◆公売に関する説明を公売当日午前10時から公売場所で行いますので、必ず午前10時までにお越しください。
- ◆公売財産は、その現況などをあらかじめ確認して入札してください。
- ◆公売は中止になる場合がありますので、入札に参加するかたは、「公売日の前日」に電話で確認の上、お越しください。

くわしくは、税務課特別滞納整理係へ問い合わせてください。

【公売財産F-1】

所在 鳥羽市国崎町字大津 **地目** 山林
地番 622番4 **地積** 5,619㎡

以上登記簿による表示

見積価格
540,000円
公売保証金
60,000円



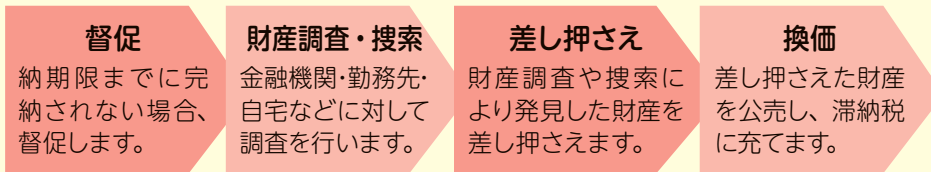
公売とは

市が差し押さえた財産を滞納税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札や競り売りの方法により売却することです。

公売では、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保障がないため、一般的に市場価格より低い見積価額が設定されています。

公売までのおおまかな流れ

税金を滞納すると、市は財産（土地・建物といった不動産、家電製品・自動車などの動産）を差し押さえ、その財産を公売するなどの滞納処分を行います。



督促

納期限までに完納されない場合、督促します。

財産調査・搜索

金融機関・勤務先・自宅などに対して調査を行います。

差し押さえ

財産調査や搜索により発見した財産を差し押さえます。

換価

差し押さえた財産を公売し、滞納税に充てます。

鳥羽市 不動産公売実績

年度	売却数	滞納税充当額(円)
19	1	238,000
20	4	8,064,500
21	3	1,860,900
22	4	5,218,000
23	3	6,728,705
24	6	3,279,700
25	3	657,612
26	2	787,299
27	1	730,200
28	3	1,162,600
29	3	876,516
合計	33	29,604,032

対象者

原則として、どなたでも参加できます。

※ただし、公売財産を所有する滞納者や、公売への参加を制限されているかたは参加できません。

インターネットでも参加できます

市役所の公売会場で行うほか、インターネット公売も行っています。

インターネット公売は、公売会場へ行かなくても、公売に参加できます。

【公売財産F-2】

- ① 所在 鳥羽市国崎町字小田谷 地目 山林
地番 794番 地積 1,506㎡
- ② 所在 鳥羽市国崎町字小田谷 地目 田
地番 795番 地積 975㎡

以上登記簿による表示

見積価額

770,000円

公売保証金

80,000円

